

**第 2 回川薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 5 年 7 月 2 4 日

川薩地区法定合併協議会

第2回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年7月24日(木)
開催場所 いこいの村いむた池(祁答院町)
開 会 午後2時44分
閉 会 午後4時41分
出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗			
副会長	黒 瀬 一 郎	今別府 哲 矢		
委 員	岩 切 秀 雄	岩 下 早 人	田 中 憲 夫	
	今 村 妙 子	帯 田 博 美	宮 脇 秀 隆	
	田 島 春 良	中 島 増 夫	宮 元 泰 子	
	福 元 忠 一	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮	
	上 野 一 誠	田 島 忠 志	吹 田 紘 男	
	森 園 正 堂	北 迫 茂	和 田 国 昭	
	古 里 貞 義	山 元 温 治	田 原 八 工	
	今 村 松 男	安 田 文 仁	村 原 政 和	
	肥 後 耕 作	川 畑 ・ 二	平 林 徳 子	
	塩 田 至	平 嶺 道 夫	鷺 山 和 平	
	外 園 加 一	純 浦 勝 志	山 下 廣 江	
	藏 元 欽 一 郎	中 能 重 行	長 濱 秀 徳	
	大 良 影 夫	西 仙 可	石 原 弘 子	
	町 弘 道	中 川 三 継	西 手 正 孝	
	宮 和 勇	日笠山 直 宏	宮 野 イネ子	
	尾 崎 嗣 徳	塩 釜 三 郎	中 野 捷	
	橋 野 利 邦	小 村 庄 昌		

以上53名

顧問 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委員 塩 釜 悦 子

以上 1名

専門部会長 福 留 久 根
木 原 研 一

村 尾 光 政

平 敏 孝

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長 田 中 良 二

事務局次長 川 野 眞 司

事務局員 森 園 一 春

奥 平 幸 己

井手上 和 洋

堀 切 良 一

古 川 英 利

堀之内 孝 充

村 岡 斎 哲

上須田 敏 秋

平 利 朗

田 代 健 一

江 口 洋

橋 口 堅

大 毛 昭 徳

久 米 道 秋

古 川 太 司

山 内 拓 也

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 新委員委嘱状交付

4. 議 事

(1) 議案審議

- 議案第12号 新市名称の公募方法等(案)について
- 議案第13号 新市名称候補選定基準等(案)について
- 議案第14号 条例、規則等の取扱いについて
- 議案第15号 電算システム事業について

(2) 提案事項

- 提案第5号 使用料、手数料の取扱いについて
- 提案第6号 公共的団体の取扱いについて
- 提案第7号 上・下水道事業の取扱いについて

(3) 報告事項

- 事務局体制について
- まちづくり広聴会実施要領について
- まちづくり広聴会の日程について
- 川薩地区法定合併協議会市町村長調整会規程について
- 川薩地区法定合併協議会幹事会規程について
- 川薩地区法定合併協議会専門部会規程について
- 川薩地区法定合併協議会分科会規程について
- 川薩地区法定合併協議会事務局規程について
- 川薩地区法定合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程について
- 川薩地区法定合併協議会財務規程について
- 川薩地区法定合併協議会会議録等閲覧に関する要綱について
- 川薩地区法定合併協議会横断的主要事項に関する調整会議運営要領について
- 川薩地区法定合併協議会横断的主要事項に関する調整会議作業部会運営要領について
- 川薩地区法定合併協議会まちづくりプロジェクト会議運営要領について
- 川薩地区法定合併協議会まちづくりプロジェクト会議検討部会運営要領について
- 川薩地区法定合併協議会まちづくりフォーラム運営要領について
- 事務の進捗状況について
- 一部事務組合について

(4) その他

- 次回協議会の開催等について

5. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

ただいま追加資料を配布しておりますので、もうしばらくお待ち下さい。

会議を開催いたしますが、会議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず資料1、協議会会次第でございます。なお、資料1の一番下のところでございますが、出席者名簿というところが入っておりますが、これは2ページの頭にくる部分でございました。大変失礼しました。

それから資料2、協議会資料でございます。それから資料3 - 1、使用料現況調査表。それから資料3 - 2、手数料現況調査表。それから、今、お配りいたしました、議案第12号、第13号の資料でございます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから第2回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。

当地域におきましても、ようやく梅雨が明けまして、夏空が見えてまいりました。しかし、今日は所々雨が降っておりまして、何となく蒸し暑い天気になっております。

今日は、この祁答院町のいこいの村の素晴らしい会場でもって、第2回目の川薩地区法定合併協議会を開催いたしましたところ、皆様方には大変ご多用中にも関わりませず、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

特に今回この会場をご提供いただきました、祁答院町長さん並びに関係祁答院町の皆様方に心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

また、県のほうにおかれましても、川内総務事務所の馬場所長さん、毎回ではございませんけれども、また本日も万障繰り合わせ、私どものこの合併の協議の中で、いろいろとご助言をいただくために、ご出席をいただきましたことに対しましては、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

ところで、市町村の合併につきましては、国においても、さらなる合併推進を図るための取り組みといたしまして、合併特例法改正等の検討、いわゆる三位一体での地方行財政改革の検討、また、合併による地方自治体の規模拡大に対する住民自治強化を目的とする、新たな地方自治組織に関する論議が、今、なされているところであります。

本県内におきましても、ご案内のとおり、各地の合併協議会等におきまして、活発な議論がなされ、合併の期日や新市の名称をはじめ、合併に向けての住民サービスに係る具体的な提案がなされているところであります。

本協議会におきましても、川西薩地区法定合併協議会での調整方針等を引き継ぎまして、年末にかけて、再度、新しいまちづくり計画をはじめ、各種各事務事業につきまして作業

を進め、これから皆様方にご提案を申し上げていく手筈となっているところでございます。

今後、合併協議が白熱してまいりますという、9市町村がお互いに意見を述べることのみならず、お互いに互譲の精神でもって、お互いに気持ちよく、新しい新市の誕生を目指して、意見をまとめていく必要があると考えているところでございます。

皆様方と一緒にあって、南九州における拠点都市としての新しい都市の誕生を願いながら、これから真剣なご論議をお願い申し上げたいと思う次第でございます。

なお、新聞報道等によりまして、ご案内のことは存じますが、串木野市におかれましては、去る7月18日に開催された市議会特別委員会におきまして、川西薩地区法定合併協議会からの離脱についての同意が得られたとして、同日付で離脱に関わる手続きを求めた文書が提出されたところでございます。

今後の取扱いを、先ほど開催いたしました首長調整会議におきまして、検討もいたしたところでございますが、川西薩地区法定合併協議会は活動休止の状態にあり、各議会の様々なご意見や周辺市町村のいろいろと動きがありますので、当分の間、本件については取扱いを保留してまいりたいということで、協議がなされたところでございます。

串木野市の残留を願っていた立場としては、実に残念でございますけれども、ここで心機一転、本協議会の1市4町4村が一致団結して、そして合併協議を進め、新市の将来像を住民の方々に一日も早くお示しをしてみたいと考えているところでございます。

最後になりましたが、本日までご出席の皆様方、いろんな角度から、ひとつこの会議が形骸化した会議にならないように、積極的なご意見を開陳していただきますことを、座長といたしましてお願いを申し上げまして、開会のごあいさつといたします。本日はよろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

ここで、新委員のご紹介と委嘱状の交付をさせていただきます。

新委員は、まず7月11日付で東郷町議会議長に就任されました北迫茂委員でございます。

次に7月11日付で東郷町議会議長が指名する議員として就任されました古里貞義委員でございます。

それでは新委員に森会長から委嘱状の交付をお願いいたします。

森卓朗会長

委嘱状、北迫茂殿、東郷町議会議長。川薩地区法定合併協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成15年7月11日から川薩地区法定合併協議会解散の日までとします。平成15年7月11日。川薩地区法定合併協議会会長、森卓朗。よろしく願いいたします。

委嘱状、古里貞義殿、東郷町議会副議長。川薩地区法定合併協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成 15 年 7 月 11 日から川薩地区法定合併協議会解散日までとします。以下、同じであります。よろしく願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ここで、新委員を代表いたしまして、北迫委員に一言ごあいさつをお願いいたします。

北迫茂委員

ただいまご紹介いただきました、東郷町議会議長の北迫でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

7 月 11 日、臨時議会におきまして、議長に就任いたしました。皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

私は、昨年 12 月に発足いたしました、川西薩地区法定合併協議会に当初から加わりましたので、休止を余儀なくされた状況に複雑な思いがいたしております。しかし、ここにお集まりの皆様方の知恵と決断で、新しい枠組みが決まり、川薩地区法定合併協議会がスタートいたしました。新市まちづくりに参加できる喜びと、責任の重さをかみしめているところであります。

皆様方と一緒に、素晴らしい新市まちづくりのために、微力ながら尽くしてまいりますので、よろしくお願いいたしまして、就任のあいさつとさせていただきます。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それでは、ここで会議の成立について申し上げます。協議会規約第 10 条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は 52 名でございまして、半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

次に協議会規約第 10 条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議事進行をよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ではしばらく座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行させていただきます。

まず傍聴者の皆様へお願いをいたします。今、お手元にお配りしてございます傍聴の心得をよくお読みになりまして、静かに傍聴をしていただくようお願いいたします。

ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては、発言の前

に委員名を言ってから発言をお願いいたします。

では早速、議事に入ります。

議案第 12 号、新市名称の公募方法等（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料は、資料 2 をお願いいたします。右上のほうに資料 2 というふう
に書いてございます。

資料 2 を開けていただきまして、ただいま会長から説明指示のございましたのは、1 ペ
ージの会次第、4 番目の議事、(1) の議案審議の 1 件目でございます。

本日は議案審議が 4 件、ページの 5 ページから始まっております。(2) の提案事項、持
ち帰り案件が 3 件。それから (3) の報告事項が 18 件ということになっております。

それでは、会次第にしたがいまして、資料 2 の 5 ページをお願いいたします。

(1) 議案審議、議案第 12 号、新市名称の公募方法等の案についてでございます。

これにつきましては、7 月 10 日付の提案の持ち帰り案件でございまして、6 ページの
ほうは別紙のとおりということで、白紙になっております。

それで、先ほど事務局のほうから別紙扱いで、左上のほうに、(議案第 12 号の別紙) と
いう資料を配布してございますので、ご覧下さい。

この別紙の中の (1) 新市名称の公募実施等についての案でございますが、これにつ
きましては、7 月 10 日の説明と重複もございませぬけれども、主な点のところと変更点につ
きまして説明申し上げます。

まず別紙の 1 ページでございますが、3 の公募方法の中の (1) 応募資格でございま
すが、特に制限を設けないということで、居住地制限、年齢制限はございませぬ。(2) の
応募方法につきましては、応募は次に掲げる方法で、応募用紙等には 1 点だけを記入、1 人
何点でも応募できるが、応募数は選定基準としない。なお、同一人の同一名称の応募は 1
点限りとするということでございます。それから、この項の応募の際には必要事項として、
新市名称、漢字の場合は必ずフリガナをふること、その意味、命名の理由ということも記
載しております。

ここが少し変わっておりまして、その意味、命名の理由の後に、前回は記入がなければ
無効ということがあったわけですが、7 月 17 日の幹事会におきまして、幹事の中から、
これまでの応募作品に未記入の無効があったということで、この項を除いてもらいたい
という提案がございました。他の幹事からも、応募数全体が少なかったので、広く求めるに
は縛りを取ったほうがいいのではないかとということでございましたので、本日のこの案に
つきましては、これを抹消、削除して、すなわち未記入でも有効の取扱いということで、

ここに変更で記載しております。

開けていただきまして、別紙の2ページでございますが、(8)の現在の市町村名の使用についてでございます。ここにつきまして、表記が漢字、ひらがな、カタカナに関わらず、現在の旧市町村名をそのまま使ったものは無効(現在の市町村名と表記の異なるものでも読みが同じなら無効)ということで、この点は前回と変わっておりません。

新たな要素といたしまして、ただし、現在の旧市町村名に組み合わせて名称については有効ということを新規挿入しております。

この7月10日までの経過も少し口頭で説明いたしますと、6月28日にこの法定協の準備小委員会を開催し、さらに7月3日には準備幹事会、同日、準備助役会で開催しまして、この取扱いについて、新市名称の公募方法の取扱いについては、首長会で協議することが了承されております。

それから7月10日の第2回の準備小委員会では、現在基準のままの意見が多い状況でした。そして取扱いは首長・議長会等に委ねることが了承されております。

それから7月10日、前回のその時はまだ準備会でございますが、首長、議長、議員の方々の会議を持っていただきまして、現在基準のまま提案を持ち帰り、各市町村で協議するという取りまとめになっております。同日は正式な7月10日、第1回の小委員会も開催されております。

そして7月10日の第1回法定協で、この議案につきましても持ち帰りになったわけですが、これも口頭報告になりますけれども、7月17日の第1回幹事会におきまして、川内市からの提案といたしまして、この見直し論が提案されております。

内容といたしましては、これまでの公募基準は、新市の一体性を醸成する意味では理解するけれども、愛着のある自治体名が消えることを危惧する市民の声があるということ。それから公募は多くの種類の募集であって、公募と選定は別に考えていただきたい。そして現在の市町村名のそのままの使用はできないけれども、現在の市町村名に組み合わせたものの応募を有効として、住民に応募のチャンスを与えて欲しいという要望、提案がなされました。

そしてこの7月17日の段階で、組み合わせの公募は有効とした市町村が、里村、上甕村、川内市ということで、当局の意向として議会も了承した旨の報告がございました。

それから一昨日、7月22日までの集約でございますけれども、各9市町村が各議会との協議しました意見の集約状況といたしましては、これまでの現在基準のままが3団体、それから本日2ページに記載いたしました、組み合わせの応募はよしとする団体が6団体ということで書かれております。

それから近い経過といたしまして、先ほど第1回の市町村長調整会も開催されまして、様々な意見が出されました。事務局といたしましては、本日書いておりますような組み合わせ応募を可能とするということで、提案をしております。このことを市町村長調整会に

は報告いたしました。

それから3ページのほうは、この公募基準を住民の皆様向けに、ですます調に書いたところでございます。ただいまの2ページの(8)と連動しますのは、3ページの、アンダーラインを上の方に書いてございますが、ただし、現在の9市町村名に組み合わせた名称については使用できませんということで、その上の2行につきましては、今までと同様でございます。

それから資料の4ページにつきましては、応募様式のひな型でございますが、最初に申し上げましたように、4ページの右の、その意味と命名の理由につきましては、縛りを取るという幹事会の意見、了承がありましたので、本日はこれを削除して、未記入でも有効の取扱いで書いております。

5ページにつきましては、これまで説明してまいりましたスケジュール案でございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第12号、新市名称の公募方法等(案)について、提案理由を説明いたしました。これからご意見、ご質問をお願いしたいと存じます。

田島春良委員

樋脇の田島でございます。

ただいまの事務局の説明をお聞きしますと、本日、この提案されております議案第12号、これについてはこの新しく現在の9市町村名に組み合わせた名称については有効という、これについての説明があったわけですが、このことについて、前回、持ち帰りの段階では、前の川西薩のあの4項目を引き継いだ、そのままのこの文章が入らない議案を持ち帰って、我々も特別委員会の中で審議したわけですが、そして、ですけどこれを、今日、持ち帰りということであれば、話は分かりますけれども、この文章が入ったこの議案を持ち帰って再度審議するということであれば分かりますけど、先ほどの説明を聞いておりますと、そういう説明がなかったわけですが、どのようになっているのか、このまま入った段階で、今日、審議するのか、そのへんのところをお尋ねいたします。

田中良二事務局長

協定項目46区分でございますが、このやり方といたしましては、提案事項がございまして、それを各市町村で対策本部と議会で稟議いたします。そしてその内容について、承認すべき法定協の議案として修正ということは、これからも多々出てくるのが想定されております。これは他市例によりまして、地方税の取扱いとか、一部事務組合の取扱い、提

案そのものがそのまま承認、法定協にというのもありますし、そうでない場合もあります。

それから事務局といたしましては、これまでの7月10日以降の動きを踏まえまして、できるならばこの新たに挿入した部分を含めまして、皆さんの議論をいただいて、承認していただければ、これで合意のもとに作業を進めたいということもあります。

ただ、意見がございましたように、そのように今後の取扱いに言及されておりますけれども、皆さんの中で、逆にそういう合意があれば、継続的な協議とか、そういう選択肢もあるのではないかと考えております。

今後も46、いろいろございますけれども、承認すべき法定協の会議といたしましては、事務局はこの案で協議をお願いし、できるならば承認をお願いしたいという立場でございます。

田島春良委員

これは首長会の会長にお尋ねしますが、先ほど開かれました首長会の中で、今、事務局が提案しているような取りまとめが行われたのか、そしてこれを、この文章が入ったのを正式の本日の議案として、そしてその承認まで今日するというふうに取りまとめがあったのか、お聞きいたします。

森卓朗会長

先ほど開きました首長調整会議におきまして、これまで前回までお持ち帰りいただきました関係の審議を、それぞれ市町村でやっていただいたわけですが、それぞれの団体の中で、それだけでは公募の機会が薄れる市町村もあるので、是非この関係については、今、お配りしましたような、そういうものも含めて、もう一回、提案をして欲しいということで、幹事会等を通じまして上がってきたものであります。

したがって、今日、調整会の首長調整会にはお諮りをしましたので、その調整会の会議の結論を今もう申し上げますと言うと、皆さん方のご意見がそうかということになってしまっているのではないかとと思いますが、持ち帰って、8月上旬、7日までにもう一回、各議会の議員の皆様方のご意見等を聞いて、お持ち帰りをいただき、ご審議をいただき、結果をまた事務局あるいは幹事会のほうにお伝えいただきたいと、こういうふうな首長調整会議での結論となったわけでありまして、今日これを審議して、審議はしますけれども、意見をいろいろとお聞きいたしますが、今日、結論を出して承認をするところまではいけないというふうに結論を出しておりますので、会長としてもそのように取り扱ってまいりたいと。

したがって、今日はここでこの議案については、ご意見をいろんな持っていらっしゃる方々もおられますので、意見を広く聞いて、そしてお持ち帰りいただき、次の8月7日、法定協の日は12日でございますので、次回は、その時に正式にどうするかを決定を

してまいりたい。こういうことで考えて、協議をいたしたところであります。

田島春良委員

それならよく分かりました。

森卓朗会長

何かございませんか。いろいろ新市名称の関係については、いろんなご意見を持っていらっしゃると思いますので、この際、それぞれの委員の皆さん方のご意見等もお聞かせいただきまして、また、持ち帰りいただき、来月 12 日の法定協の際には、どうするかの方針を出していきたいと、このように考えております。

上野一誠委員

今の樋脇町の田島委員長さんが言われることは、大変、どんな取扱いになるのかなというところで、同感に思っておりました。結果として、会長のほうから、言わばそれぞれの自治体の議会の決議と言いますか、議会のそういう意思を尊重した形の取扱いにされたのかなというふうに思っております。

今後、いろいろと字名等についても、できるだけ統一をしていこうやという、いろんなそういう話もある中で、今後、こういうものも縷々協議の中には出てくるというふうに思っておりますので、我々もそれぞれこのことは協議をして、ご返事を申し上げた背景がありますので、ひとつまた持ち帰って、再度このことを協議するということが、より合意形成をする意味ではいいのかなというふうに思っておりますから、今後もこういう議題等については、そのような計らいをひとつまた要望しておきたいというふうに思います。

森卓朗会長

ありがとうございました。

他にございませんか。

では、議案第 12 号につきましては、新市名称の公募方法等（案）につきましては、今日は提案の理由説明を申し上げました。そしてただいま、お二人の委員からも質問がออกมาして、それぞれこれからの取扱いについて、ご説明を申し上げたところでございますが、今日はお持ち帰りをいただいて、できるだけ早い機会に結論、あるいは方向性を見出していきたいと、このように思う次第でございます。

以上で議案第 12 号については、しめていいですね。

田中良二事務局長

取りまとめは法定協の取りまとめに従う立場ですから、それをお願いいたします。

なお、この結果的に持ち帰りということで、同じことなんですけど、継続審査の取扱いということで、鹿児島市区が町名、字名で数回、その取扱いをやっておりますので、法定協も継続審査という形の中での持ち帰り審議をお願いいたします。

それから最初でも申し上げましたけれども、46項目の中で、9市町村が関係しております、なかなかこの数字、考え方が違いますが、全会一致が原則でございますので、会長のあいさつにもございましたように、どこかで譲り合うというような考え方も、ひとつ是非、お願いしたいと思っております。

事務局のほうも、規約上は3分の2という多数決がございますが、先進例を見ましても、多数決をやっているところはございません。よく話し合っ、て、お互いが納得して、全会一致という形を取っておりますので、今後も様々な、冒頭申し上げましたような、町名、字名の取扱い、一部事務組合、地方税の取扱い、様々な数字が違うものの一つの統一を見出さなければいけませんので、引き続き今のような考えでやっていきますので、よろしくお願い致します。この件については以上です。

森卓朗会長

ありがとうございました。

では続きまして議案第13号、新市名称候補選定基準等(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは資料といたしましては、資料2の7ページになってまいります。議案第13号が、新市名称候補の選定基準の案でございます。

これにつきましても、持ち帰り案件でございましたが、資料的には8ページが別紙のとおり白紙でございまして、事務局のほうから追加配布いたしました資料が、両面コピーでございます。左上のほうに、(議案第13号の別紙)という形で、ここに議案を記載してございます。

まず1点目が選定基準でございまして、これまでの川西薩地区、あるいは7月10日の会議でも資料を配布し、説明してまいりましたけれども、ここに列記してございますような、1の選定基準の(1)につきましても、川薩地区が地理的にイメージできるような名称ということで、以下、2号から6号まで書いてございます。ここについては変わっておりません。

それから(7)が公募方法とイコール連動しておりますけれども、既存の市町村名は組み合わせ使用は可能ということで、ここに記載しております。なお、公募方法の基準が定まると、必然的にこのところはふるいにかげられまして、イコールになってまいりますので、基本的な考え方は、公募方法のところの説明したのと同様でございます。

それから2が、応募数と選定基準ということでございますが、公募はあくまでも新市名称候補の種類の募集であり、同一名称の応募数の多寡（多い少ない）は選定基準としないということを明記しております。

それから3の選定方法、4の応募作品の修正については、前回と変わっておりません。

それから裏面の2ページになりますが、5の選定の流れにつきましても、これまで説明したと変わっておりません。説明は以上でございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第13号、新市名称候補選定基準等（案）について、提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご意見等、頂戴したいと存じます。どうぞ。

田中良二事務局長

連動します議案第12号のところで、継続審査、持ち帰りというのが出ましたので、事務局のほうが先に発言になりましたが、本件につきましても連動しておりますので、継続審査の形で持ち帰りをお願いしたいということで、今、ここにちょっと提案的に申し上げたいと思います。

森卓朗会長

何かご意見はございませんでしょうか。

（「なし」の声）

特別にないようでございますが、議案第12号との関連がございますので、これもお持ち帰りいただき、次回に正式に決定を、方向性を出してまいりたいと存じますので、ご了承いただきたいと存じます。

では引き続きまして議案第14号、条例、規則等の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務部会の福留です。よろしくお願い申し上げます。

資料につきましては、9ページでございます。議案第14号、条例、規則等の取扱いについて。

合併協定項目11号「条例、規則等の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしましては、条例、規則等の取扱いにつきましては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業の調整方針に基づき、新市における事務事業に支障のないよ

う次のように整備するものでございます。

- (1) 合併時に即時制定し、施行させる必要があるもの。
- (2) 合併後、暫定的に施行させる必要があるもの。
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させるものでございます。

この3区分により、整備するものでございます。

この調整方針案につきましては、7月10日の合併法定協におきまして提案し、説明したところでございます。原案につきましては、前回と変わりございません。

なお、条例、規則等の取扱いについての資料につきましては、10ページから12ページに記載いたしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第14号、条例、規則等の取扱いについて、提案の理由説明を行いました。これから皆様方のご意見を頂戴したいと存じます。ございませんか。

(「なし」の声)

特別にご意見もないようでございます。お諮りします。議案第14号、条例、規則等の取扱いにつきましては、ただいま提案したように作業も進めていくということで、決定をしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。議案第14号につきましては承認をいただきました。ありがとうございました。

引き続きまして議案第15号、電算システム事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

村尾光政電算情報部会長

電算情報部会の村尾でございます。

議案第15号、13ページでございますが、議案第15号の説明をいたします。電算システム事業について。

合併協定項目23-3号「電算システム事業」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案につきましては、電算システム事業については、住民サービスの低下を招くことのないよう最善の配慮のもとで合併と同時に統合したシステムが稼働できるように調整する。地域情報化及び電子自治体に的確に対応した必要なシステムの構築等、環境整備を図るものとするということでございます。

それから 14 ページに、協定項目資料等をつけてございます。

それから 15 ページから 19 ページに、川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表がつけてございますが、これにつきましては、167 の小分類、個別のシステムがござい
ますが、これを 5 つのシステムに分けまして、一番右側のほうに調整の具体的な方針等
をお示ししてございます。

そして最後の 20、21 ページのほうに、電算システムの統合化基本方針をつけてござい
ます。これは電算分科会、電算専門部会等で協議いたしまして、調整方針案を検討するた
めの指針としたものでございます。

内容につきましては、7月 10 日の提案と同じ内容になっておりまして、特に提案時以
降、ご意見等がございませんでしたので、同じ内容となっております。以上です。よろし
くお願いします。

森卓朗会長

事務局の説明が終わりました。これから質疑に入ります。何かご意見ございませんでし
ょうか。

(「なし」の声)

特別にないということでございます。お諮りします。議案第 15 号、電算システム事業
につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございます。

では引き続きまして提案事項、提案第 5 号、使用料、手数料の取扱いについてを議題と
いたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政専門部会長

企画財政専門部会の平でございます。

それでは提案第 5 号、使用料、手数料等の取扱いについて、説明させていただきます。
資料 2 の 22 ページをお開き下さい。

使用料、手数料等の取扱いにつきましては、各専門部会、分科会で協議したものを、企
画財政専門部会で全体的な取扱いの均衡を保つよう協議し、取りまとめを行ったものでご
ざいます。

合併協定項目 14 号「使用料、手数料等の取扱い」につきましては、次のとおり提案いた
します。

調整方針案といたしまして、使用料については、住民の一体性の確保、住民負担に配慮
し、次のとおり取扱うものとします。

固有の施設については、当面現行のとおりとする。

同一又は類似の施設については、可能な限り統一に努める。

差異が著しいもの、事情により調整に期間を要するものは、合併後に随時調整する。

ただし、その期間は3年以内を目途とする。

手数料については、受益者負担の公平性に基づき、合併時までに現行単価を基準として統一に努めるものとします。

23 ページをご覧いただきたいと思います。資料といたしまして、1 番目に協定項目の要旨・留意点を記載してございます。

(1) 市町村間の同一又は類似施設の統一を図る必要があります。

(2) 可能な限り統一に努め、差異の著しいもの及び事情により調整困難なものについては、当分の間現行のとおりとします。

(3) 上・下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業、幼稚園使用料、一部事務組合に関するものは、この協定項目からは除き、他の協定項目で協議することとします。

2 番目に、提案内容の理由としまして、住民生活に関わりが深い使用料、手数料については、負担の公平性を考慮した内容で調整方針を提案するものでございます。

3 番目に、協議先進事例としまして、近年の新設合併による事例から、西東京市、さいたま市、さぬき市、周南市の協議の内容を挙げてございます。

24 ページには、参考法令としまして、地方自治法の中から関係文を抜粋いたしております。

次に 25 ページからの資料をご説明申し上げます。

25 ページの上のほうに、調整方針の分類といたしまして、1 から 6 までの調整方針を掲げてあります。1 が現行のまま新市に引き継ぐ。2 が合併時に市町村の例により調整する。3、合併時に新たに制度等を制定する。4 は新市に移行後、速やかに調整する。5 は新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。6 は廃止の方向で調整に努めるとして、区分しているところでございます。

25 ページから 27 ページにかけまして、使用料の個別の調整方針案一覧表をつけてございます。使用料個別調整方針案一覧表の調整方針案の欄をご覧いただきますと、概ね 1 か 5 になっております。これは、固有の施設については、当面現行のとおりとする、差異が著しいものについては、3年以内を目途に調整するという調整方針案に沿ったものとなっております。

手数料の個別調整方針案につきましては、同じ資料の 28 ページに掲載してありますが、受益者負担の公平性に基づき、合併時までに現行単価を基準として統一に努めるものとするという調整方針案に基づきまして、調整の必要なものにつきましては、ほとんどが 2 か 3 の調整方針案となっております。

なお、別冊の参考資料といたしまして、資料 3 - 1、資料 3 - 2 につきまして、ご説明

申し上げます。

この参考資料は、3 - 1が使用料、3 - 2が手数料の現況調査表でございまして、それぞれの項目ごとに、該当市町村の現況を記載し、次に課題、問題点、調整方針案を記載してございます。お目通しをいただきたいと思います。

以上で提案第5号、使用料、手数料の取扱いについてに関する説明を終わります。よろしく願いいたします。

森卓朗会長

説明が終わりました。ありがとうございました。

提案第5号、使用料、手数料の取扱いについて、説明を申し上げました。これからご意見を頂戴したいと存じます。どなたからでも、ご質問、ご意見を出していただきたいと思います。

これは、一応、今日は持ち帰りということ。

何かございませんか。一応、これは持ち帰りということになっておりますので、それぞれの市町村でまた、他の市町村と比較検討していただきまして、結論をまた出してまいりたいと存じます。そのように取扱いをさせていただきます。

では引き続きまして提案第6号、公共的団体の取扱いについてを議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。

奥平幸己調整班長

調整班、奥平と言います。

資料のほうは29ページをお開き下さい。提案第6号、公共的団体の取扱いについて、説明を申し上げます。

議案的には、30ページからになりますが、議案の説明に入ります前に、公共的団体の調整方針についての基本的な考え方について、ご説明を申し上げたいと思います。

この調整方針につきましては、事前に各種団体と調整を行ったものではございませんで、今後、市町村が各種団体と協議を進めるための方針、考え方であることをご理解いただきたいと思います。

それから協議会では、団体の分類を大きく市町村内の団体と市町村外の団体に分けてございます。資料の35ページをお開き下さい。

表題のところに、公共的団体等（関係市町村内の団体等）比較表（1）とございますように、ここから41ページまでが市町村内の団体でございまして、565団体195種類ございます。これらの団体については、関係市町村が補助金を交付している団体等であり、各市町村と密接な関係があり、新市の一体性の確保の観点から、いつまでに統合するかが今後の具体的な調整上の課題であると言えます。

次に資料の 42 ページをお開き下さい。

ここには表題に、公共的団体等（関係市町村外の団体等）比較表（2）とありますように、57 ページまで関係市町村が負担金等を交付している団体等を掲載してございます。427 団体 411 種類ございます。これら市町村外の団体については、外部の団体ですので、新市として引き続き加入するかどうかなどが今後の具体的な調整上の課題となると考えております。

それでは資料の 30 ページにお戻りいただきたいと思えます。

公共的団体の取扱いについての調整方針案について、ご説明申し上げます。

はじめに公共的団体の統合整備につきましては、各団体の判断に基づいて行われるものであることから、他の協定項目で使われるように、何々に調整するという方針ではなく、調整に努めるというように柔らかな表現となっております。

上段をご覧ください。関係市町村内の団体については、新市の速やかな一体性を確立するために、実情を尊重しながら統合整備に努めるとしてありまして、（1）から（3）では、その統合の時期について、合併時に統合するもの、実情により速やかに統合するもの、または将来統合するものに分類してあります。そして、（4）ではこれら統合される団体以外のものについては、現行のとおりとするとしてあります。ただし、（5）番で例外を規定してありまして、整理できる団体については、廃止の方向で調整することとしてあります。

次に関係市町村外の団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議、調整に努めることとしており、外部の団体のため、加入とか脱退という表現も使っております。調整の方針としては、関係市町村内の団体と同じように、（1）から（3）でその統合の時期について、合併時に統合するもの、実情により速やかに統合するもの、または将来統合するものに分類し、（4）ではこれら統合される団体以外のものについては、現行のとおり加入するとしてあります。ただし、（5）では先ほどと同じように例外を規定してありまして、整理できる団体については、脱退の方向で調整することとしてあります。

次に 31 ページをお開き下さい。

1 の協定項目の要旨・留意点の（1）では、公共的団体の定義について記載しており、公共的活動を営む団体はすべて含まれ、法人・任意は問わないとされてあります。（2）では、合併特例法による統合整備の努力義務の規定を記載してあります。また（3）では、地方自治法による市町村長の指揮監督の規定を掲載してあります。（4）にあります農業協同組合、商工会等については、組織強化の観点から、合併を推進してあります。

なお、社会福祉協議会については、市町村に 1 つと定められていることから、統合に向けての取り組みが求められており、現在、関係市町村の社会福祉協議会でその協議が進められようとしているところでございます。

2 では、調整方針案の基本的な考え方を提案の理由として挙げてあります。

また、3 では、4 ヶ所の先進事例を掲載してあります。

次に 32 ページをお開き下さい。

ここでは、合併特例法をはじめとする関係法令を掲載してございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

次に 34 ページをお開き下さい。

ここでは今後の各種団体との協議スケジュール案を掲載しております。上段のほうでは、幹事会協議から合併までの時期を掲載しており、下段では、調整方針ごとのスケジュールを示しております。

基本的な考え方としまして、それぞれの団体との直接の協議は、配置分合議決後、すなわち新市の構成市町村が確定した後、平成 16 年 4 月以降に調整に入ることとしております。

そして、調整方針により、の合併時までと、の現行のとおり、また、の廃止するものについては、平成 16 年 10 月の合併時まで、の速やかに調整するものは、合併後約 1 年以内、平成 17 年度末までに、の将来、統合するように調整に努めるものについては、5 年以内、平成 21 年度末を目途に調整に努めることとしております。

今後は、このスケジュールに沿った形で、構成市町村並びに関係機関と連携を取りながら、各種団体との調整を図っていきたいと考えているところでございます。

以上で、公共的団体の取扱いについての説明を終わります。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま提案第 6 号、公共的団体等の取扱いについて説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご意見等どうぞ出して下さい。ございませんか。

(「なし」の声)

なしということでございます。では提案第 6 号につきましては、お持ち帰りいただきまして、またご健闘方をよろしくお願いいたします。

では引き続きまして提案第 7 号、上・下水道事業の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

木原研一上下水道部会長

上下水道部会長になりました、祁答院町の木原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは資料 58 ページをご覧くださいと思います。

提案第 7 号、上・下水道事業の取扱いについて説明いたします。

合併協定項目 23 - 18 号「上・下水道事業の取扱い」について、調整方針案につきましては、先に行われました第 8 回川西薩法定協議会で提案された方針案を継承するものであ

ります。

内容の変わった部分は、調整方針案の中で、59 ページの 2 の下水道事業(2) の前納報奨金につきましては、串木野市のみでありましたので削除をし、 を にしてあります。

また、ページ 62 ページからページ 108 ページの調整内容の横並び表の中で、串木野市を抜き、下甕村を入れて、整理したものであります。

内容等につきましては、各市町村の担当のほうに事前に送り、検討をしていただいてもらっている分であります。

次に内容の説明をさせていただきたいと思います。

水道事業(1) 上下水道事業、ページ 62 ページと併せてみていただきたいと思います。上下水道につきましては 1 市 3 町、簡易水道事業につきましては全市町村について事業を行っておりますが、事業内容により、現行のまま新市に引き継ぐこととしております。

次に会計につきましては、ページ 63 ページをお開きいただきたいと思います。

新市に移行後 3 年以内を目途に随時調整するというようにしております。

次にページ 64 ページをお開きいただきたいと思います。

企業債につきましては、現行のまま新市に引き継ぐこととしております。

次に(2) 水道料金及び検針につきましては、上下水道と簡易水道の料金につきましては、ページ 65 ページから 67 ページに調整コウ表、並びにページ 68 ページに料金比較表をつけてありますが、各市町村で格差がありますので、合併後 3 年以内の早い時期に統一できるように調整する。料金体系につきましても口径別とするということで行っております。

次にメーター検針についてですが、ページ 67 ページをお開きいただきたいと思います。

合併と同時に統一し、委託料、検針人は新市に移行後も当分の間現行どおりとし、3 年を目途に随時調整するというようにしております。

次にメーター使用料について、ページ 69 ページから 70 ページに掲載されております。

メーター使用料につきましては、使用料を取っている市町村、取っていない市町村ありますので、廃止の方向で調整することとしております。ただし、業務内容につきましては、現行のまま新市に引き継ぐこととしております。

次に加入負担金及び負担金につきましては、ページ 71 ページから 72 ページになります。

新規加入負担金につきましては、新市移行後も当分の間現行のとおりとし、3 年以内を目途に随時調整する。

給水装置工事業業者指定手数料、設計審査手数料、各種証明手数料、督促手数料については、新市移行後、新たに制度を制定する。

給水装置工事検査手数料は、川内市の例により調整する。

開栓休栓手数料、量水器機能試験手数料、消防演習手数料、工事設計手数料、メーター取り付け及び撤去手数料、無許可給水装置工事検査手数料については、廃止するというこ

とにしております。

次に(4)事業及び財政計画(上水・簡水)につきましては、ページ73ページから78ページになりますが、新市に移行後1年以内を目途に調整し、事業認可の内容、調整及び拡張・整備計画については、現行のまま新市に引き継ぐこととしております。

(5)船舶給水につきましては、79ページになりますが、現行のまま新市に引き継ぐこととしております。

次に(6)サービスセンター事務(管理)につきましては、ページ81ページになりますが、新市に移行後1年以内に調整するというようにしております。

(7)水道事業審査につきましては、ページ80ページになりますが、新市に移行後1年以内に調整することとしております。

(8)工業用水につきましては、ページ82ページになりますが、現在、1町村で実施されておりますが、現行のまま新市に引き継ぐこととしております。

次に2、下水道事業ですが、(1)下水道事業は、7市町村で、今、事業を実施しておりますが、83ページになります。使用料金は当分の間現行のとおりとし、新市においても料金統一の基本を定め、従量制による料金体系を構築するというようにしております。

(2)負担金事務につきましては、84ページになりますが、といたしまして、負担金及び取扱いに格差があるため、各市町村の現事業が終了するまで現行どおりとし、新市において新事業の計画と共に調整する。

としまして、納付方法につきましては、下水道事業負担金及び農業集落排水事業の負担金額及び納付方法が類似しているため、合併までに統一する方向で調整すると。

で、口座振替につきましては、電算システムの統合と調整しながら平成17年4月から口座振替ができるように調整するというようにしております。

で、猶予基準・減免基準につきましては、合併までに統一する。

(3)で、下水道整備事業と認可及び財政計画につきましては、85ページから95ページで表示してあります。

といたしまして、下水道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

といたしまして、下水道整備事業の計画と認可については、現行のまま新市に引き継ぐ。

としまして、事業と財政計画の事務事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合は、借入の償還が終了するまで存続させる方向で調整すると。

次に温泉事業ですが、ページ96ページになりますが、温泉事業につきましては、3つの町で行っております。

事業内容につきましては、新市に移行後、会計、経理を一本化し、新たに制度を制定するというようにしております。

検針及び料金につきまして、検針につきましては、ページ 97 ページになりますが、樋脇町の例により調整することにしております。

次に公衆浴場料金につきましては、ページ 105 ページにあります。新市に移行後統一した料金とするということにしております。

次に分湯分につきましては、ページ 97 ページになりますが、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、3年以内を目途に調整することとしております。

賦課徴収につきましては、ページ 100 ページになりますが、新市に移行後新たに制度を制定することとしております。

(3) で量水器につきましては、105 ページになりますが、樋脇町の例によるということにしております。

(4) 工事負担金及び検査につきましては、 で工事負担金につきましては、ページ 103 ページになりますが、現行のまま新市に引き継ぐこととしております。

で工事検査につきましては、104 ページになりますが、新市に移行後新たに制度を制定することとしております。

(5) 公衆浴場の維持管理につきましては、105 ページになりますが、新市に移行後新たに制度を制定することとしております。

温泉施設開発につきましては、106 ページになりますが、新市に移行後1年以内に調整することとしております。

(7) 給湯開始・休止につきましては、107 ページになりますが、新市に移行後1年以内に調整することとしております。

(8) 温泉審議会につきましては、ページ 108 ページになります。新市に移行後速やかに調整することとしております。

以上が調整案でございます。

次に 60 ページの 1、協定項目の要旨・留意点につきまして、そこに掲げてあります。

次に 2 で、提案内容の理由を掲げてあります。

3 では、協議(協定)の先進地事例につきまして、60 ページから 61 ページに、4 市の先進地事例を挙げてあります。お目通しいただきたいと思っております。

以上で提案 7 号、上・下水道事業の取扱いについて、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

森卓朗会長

ただいま提案第 7 号、上・下水道事業の取扱いについて、説明をいたしました。何かこれからご意見を出していただきたいと存じますが、ございませんか。

(「なし」の声)

特別にないようでございますが、これは持ち帰り…。事務局。

田中事務局長

ただいま住民サービスに直結し、かつ膨大な資料に基づく提案が終わりましたが、事務局から少し口頭でお願いとお知らせをしておきます。

ただいまの提案3件につきましては、本日、7月24日提案でございますけれども、3件とも2ヶ月後の9月25日、第6回法定協での承認を予定しております。この2ヶ月間の間に9市町村の合併対策本部と各議会での協議審議をお願いいたします。そして法定協の直近の9月18日、第5回幹事会には各市町村の最終的な意見を持ち寄られるようお願いいたします。

それから、これからの法定協の会議におきましては、本日のように1回の会議に、以前提案された議案の承認と、1ヶ月半あるいは2ヶ月後に承認してもらった議案の提案など、多くの議案が錯綜してまいりますので、各市町村の合併担当課にあらためてお願いでございますけれども、このような議案の進行管理を各市町村ごとに徹底されまして、各市町村の委員の皆様にも助言していただくようお願いいたします。

それから、本日の提案のような水道料金等につきましても、法定協に提案しました一元化の素案につきましては、協議会だよりに掲載し、9市町村の各世帯に配布いたします。併せまして川薩法定協のホームページも掲載しておりますので、お知らせいたします。各市町村におかれましても、各広報誌の時期もあると思いますが、この2ヶ月間の間に住民の皆様にも主な一元化の素案について周知を図っていただくように、あらためてお願いいたします。

事務局は以上でございます。

森卓朗会長

事務局の補足説明もございました。何かこの件でご意見ございませんか。

(「なし」の声)

9月25日、第6回法定協で承認を求めたいということでございますので、お持ち帰りいただきまして、それぞれのまた議会等で、あるいは合併対策特別の会議等で、ご審議をいただきたいと存じます。

以上で提案事項については終わらせていただきます。

休憩いたしましょうか。では、休憩時間を10分取りまして、4時5分から会議を再開したいと思います。では休憩いたします。

(休憩)

(再開)

森卓朗会長

4時5分になりました。会議を再開したいと存じます。

次は報告事項でございます。

まず報告事項の1つ、事務局体制についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

資料2の109ページをお願いいたします。109ページが報告事項の1件目、事務局の体制でございます。

本件につきましては、前回は組織図で説明いたしましたが、109ページの真ん中の右のほうに、事務局の位置づけをしてございます。

これまでの法定協と変わりましたのは、事務局の箱の中の上から3段目に、合併準備の調査・進行管理というのが、新たな要素として入っております。法定協議会は、ご案内のとおり、合併するかしないかの判断もいたしますが、合併するとした場合にどのような準備が必要かということと、合併までの進行・管理を事務局のほうでも担当していきます。

それから下段のほうに、専門部会が9部会、その下に分科会が同じく45分科会ございますが、この箱の中の にございますが、数は変わりませんけれども、所掌事務といたしまして、事務局と同様、 合併する場合の準備項目等の調査研究というのを新たに挿入しております。

開けていただきまして、110ページが、現在の川薩地区法定協の事務局体制でございまして、9市町村と県から合計18名の職員で構成しております。変更点といたしましては、次長がこれまで川西薩は2名でしたが、1名体制でございます。

組織の左のほうに、総務広報班が主として法定協の本日のような開催準備、資料調整をいたしますが、3名でございます。

真ん中の調整班が膨大な一元化調整事務をいたしますが、9名で構成しております。2班から1班体制に切り換えております。

右のほうに計画班でございまして、主として新市まちづくり計画の策定を行っております。4名体制でございます。

111ページが、9専門部会と45分科会の組織図でございまして、ご案内のとおり、111ページの左上が、専門部会の筆頭が総務部会、9番目が議会・監査部会ということで、資料の中ほどのほうには正担当と副担当を定めてございます。調整班9名でございますので、原則的に1人1部会を所掌するように分担してございます。

開けていただきまして、112ページが、プロジェクト会議等とございまして、協議が進んでまいりますと、横断的主要事項の調整会議が出てまいりますので、資料にございます

ように、新市まちづくり計画に関わりますプロジェクト会議、それから下のほうの引き続きまちづくりフォーラム、それから事務組織調整会議、本庁、支所の機能、定数等を議論してまいります。それから地区コミュニティ調整会議、地域情報化調整会議、これにつきましても、担当者、副担当者を決めてまいります。

真ん中の にございますように、新市名称等の検討小委員会も設けて、担当を配置しております。本日の会議で継続審査になりましたので、スケジュールも併せまして再調整をさせてまいります。

それから下段のほうで、専門部会別の合併協定項目の数でございまして、9 専門部会が 46 の協定項目をどのように所掌しているかということの数の分類と担当者の表でござい

ます。113 ページが、資料が細こうございますけれども、特に調整班の、主として調整班は 1 人 1 部会を持っておりますが、この黒塗りのところが非常に横断的で膨大な資料でございます。黒塗りの左のほうにございますが、11 行目にございますように、今後、横断的な条例、規則の取扱い、事務処理マニュアルの策定、それから 13 番目が一部事務組合、14 番目が使用料、手数料、15 番目が公共的団体、16 番目が補助金、交付金、25 番目が電算システム事業ということで、所管の部会を持ちながら、このように広範な資料を事務局員は担当しております。

以上で、川薩地区法定協の事務局の体制の説明といたします。終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま事務局体制について説明をいたしました。何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

なしということでございます。ただいま報告いたしました体制で、これから 46 項目に渡る事務事業の整理をさらに一段と進めてまいる予定でございます。また何かお気づきでございましたら、その都度、ご質問いただきたいと思います。

では次に、2 番目のまちづくり広聴会実施要領について、関連がございますので、3 番目のまちづくり広聴会日程についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

古川英利計画班長

計画班、古川でございます。115 ページをお願いいたします。

まちづくり広聴会は、新市まちづくり計画原案につきまして、広報と意見徴収を広く行い、協議会審議時の参考に資することと、併せて住民の皆様の市町村合併に関する理解を深めていただき、地域の将来を考えていただく気運の醸成を図ることを目的に開催するも

のです。

新市計画は、次回の協議会、8月12日に原案を提案いたしますが、広聴会の日程といたしましては、その直後の8月17日から祁答院町を皮切りに9月13日まで29日、約1ヶ月間を予定しております。

広聴会の内容といたしましては、市町村合併制度、協議経過等の説明を行いましてから、計画原案の説明、質疑応答と考えております。

7番目にございますように、市町村別の開催回数は、基本的に全小学校区・地区で開催することといたしまして、関係市町村合計52回を予定しております。

次のページをお開き下さい。

具体的な日程でございますが、表の左側が、月、日になっております。そして上のほう、左側から会場1、会場2となっておりますが、基本的に1日に1回に2会場以内の開催としております。8月17日日曜日、祁答院町の藺牟田地区を皮切りに、9月13日土曜日、川内の亀山集会所まで、52会場でございます。

この表の中でちょっと修正をお願いいたしたいんですが、8月24日、昼の部、上甑の中甑のほうで行います、上甑村老人福祉センターが、2時から3時半となっておりますが、13時30分から15時の間違いでございます。修正をお願いします。13時30分から15時の訂正をお願いいたします。

いずれにいたしましても、関係市町村におかれましては、住民の皆様へのこの日程の周知について、ご協力をお願いしたいと思っております。

以上、広聴会の実施要領と具体的な日程の報告を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま、まちづくり広聴会の実施要領と広聴会日程について説明いたしましたが、この件で何かご質問、ご意見ございませんか。

なしということでございます。この要領に基づきまして、取扱いをさせていただきます。ありがとうございました。

では引き続きまして4番目、川薩地区法定合併協議会市町村長調整会規程について。関連がございますので、これから5番目、川薩地区法定合併協議会幹事会規程について。6番目、川薩地区法定合併協議会専門部会規程について。7番目、川薩地区法定合併協議会分科会規程について。8番、川薩地区法定合併協議会事務局規程について。9番、川薩地区法定合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程について。10番、川薩地区法定合併協議会財務規程について。11番、川薩地区法定合併協議会会議録閲覧に関する要綱についてを一括提案をいたします。事務局の説明をお願いします。

司会者（川野眞司事務局次長）

事務局の川野でございます。

4番から11番までは、協議会組織、それから事務処理、会議録閲覧に関する規程でございます。川西薩法定協会の規程の内容をほとんど引き継いでおります。施行日はいずれも平成15年7月10日付となっております。

主な変更点のみ説明いたしまして、報告とさせていただきたいと思っております。規程の中身につきましては、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

まず118ページをお開け下さい。幹事会規程でございます。

先ほど事務局組織の説明でもありましたように、第3条の4項でございますが、横断的主要事項に関する調整のために、まちづくりプロジェクト会議、事務組織調整会議、地区コミュニティ調整会議、地域情報化調整会議、まちづくりフォーラム、地域情報化計画策定懇話会を置くことができるという規定を設けております。

次に121ページをご覧ください。

1市4町4村での法定協設置に伴いまして、専門部会の役員、それから事務局について、新たに総務部会が樋脇町、それから住民健康福祉部会が川内市、上下水道部会が祁答院町ということになっております。

簡単ですが、以上で報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

報告事項の4番目から11番目まで説明いたしました。何かこれについて、ご意見ございませんか。

（「なし」の声）

ないということでございます。ほとんど川西薩地区法定合併協議会の時の規程を踏襲しているということでございますので、ご理解いただけるものと存じます。

では次の項に入ります。12番目、川薩地区法定合併協議会横断的主要事項に関する調整会議運営要領についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

古川英利計画班長

恐縮ですが、この12番目から、関連がございますので、15番目のまちづくりプロジェクトの検討部会の運営要領まで、一括して説明させていただいてよろしいでしょうか。

森卓朗会長

では、川薩地区法定合併協議会横断的主要事項に関する調整会議作業部会運営要領について。14番目の川薩地区法定合併協議会まちづくりプロジェクト会議運営要領について。

15 番目、川薩地区法定合併協議会まちづくりプロジェクト会議検討部会運営要領について、一括説明をお願いします。

古川英利計画班長

計画班でございます。

先ほどの報告でもございましたように、今回、調整会議を設けることとなっております。

133 ページをお願いいたします。

幹事会規程に基づきまして、横断的主要事項を調整するための事務組織並びに地区コミュニティ、それから地域情報化の調整会議を設置しますが、その所掌事務といたしまして、事務組織調整会議では、新市まちづくり計画でその基本方針を示します合併後の本庁及び支所等の事務組織と地方制度、これは地域審議会と、今、国のほうで検討されています地方自治制度も含みます、これらの地方制度に関することについての具体的な調整を行います。

地区コミュニティ調整会議では、地区コミュニティ協議会制度及び地区振興計画に関することについて。地域情報化調整会議では、地域情報化計画の策定と電算情報システムの統合に関することについて。また、別途に定めます地域情報化計画策定懇話会との意見交換を担当いたします。

いずれも、それぞれ所管の担当部・課長級職員及び協議会の事務局長を委員として組織しております。

以下、座長、会議等について定めてございますが、6 番目にありますように、調整会議の実務的作業を行うための各調整会議に作業部会を設置いたします。

134 ページをご覧ください。作業部会の運営要領でございます。

これらは3番目の組織というところがございますが、担当の課長補佐・係長級職員及び協議会事務局職員で作業を行ってまいります。

7番目の事務局にございますように、調整会議と作業部会は、いずれも事務局を協議会事務局と関係専門部会の事務局との共同運営としてございます。

次のページをご覧ください。

まちづくりプロジェクト会議でございますが、これは引き続き川西薩地区を継承して、プロジェクト会議を設置してございます。新市まちづくり計画の策定の会議でございます。

組織といたしましては、3番目にございますように、企画、財政、合併担当の部・課長級職員と協議会の事務局長で組織しております。

136 ページをご覧ください。

このプロジェクト会議の付属機関といたしまして、政策検討部会、財政検討部会を設けております。政策検討部会では、企画担当の課長補佐・係長級職員及び協議会事務局職員、財政検討部会は、財政担当の課長補佐・係長級職員と協議会事務局職員により組織されて

おります。

事務局は、プロジェクト会議検討部会とも協議会事務局に置くこととしております。

以上で、調整会議並びにプロジェクト会議の運営要領についての報告を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま 12 番から 15 番まで説明をいたしました。何かこの関係で、ご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ないということでございます。以上でこの項については終わりたいと存じます。

引き続きまして 16 項目目、川薩地区法定合併協議会まちづくりフォーラム運営要領についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

古川英利計画班長

137 ページをお願いいたします。

まちづくりフォーラムの運営要領でございますが、このフォーラムは川西薩地区を継承した形で引き続き設置いたしました。

活動内容は 2 の (2) にございますように、新市まちづくり計画原案に対する意見に関することが主なものとなっております。

委員は、協議会の関係市町村から推薦のあった一般住民 45 名により組織しております。

なお、従前、委員であった方のうち、協議会委員又は町村議会議員となられた方につきましては、本人の申し出によりオブザーバーとして参加していただいております。

代表、副代表等は、ページ最下段のとおりでございますが、代表は中俣知大委員となっております。

活動についてでございますが、先日 15 日に発足式を行っております。この後、まちづくり広聴会の期間中に、原案に対する意見交換を 9 月 1 日と 9 日、2 回ほど予定しているところでございます。

以上、フォーラムについての報告を終わります。

森卓朗会長

ただいま 16 番目の川薩地区法定合併協議会まちづくりフォーラム会議運営要領についてご説明いたしました。何かご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

なしということでございます。ご了承いただきたいと存じます。

引き続きまして 17 番目、事務の進捗状況についてを議題といたします。事務局の説明

をお願いします。

司会者（川野眞司事務局次長）

事務局でございます。

事務の進捗状況についてでございます。各担当ごとに説明いたします。まず総務広報班でございます。

協議会日よりでございますが、第1回協議会に係ります第1号を7月31日発行予定としております。それから第2号につきましては、8月末の発送予定ということです。

それからホームページにつきましては、7月10日付で開設しております。アドレスにつきましては記載してあるとおりでございます。

それから議事録につきましては、第1回の議事録を7月下旬、調製しまして、関係市町村に発送予定でございます。第2回の議事録につきましては、8月中旬の発送予定にいたしております。

古川英利計画班長

新市まちづくり計画の策定状況につきましてですが、14日に政策検討部会を開きまして、新市計画の見直し策定作業に着手しております。

フォーラムについては、15日開催したということで、先ほど説明しましたが、今後の予定といたしまして、8月7日の幹事会で計画原案を提案し、協議会では次回協議会、8月12日に案の提案をしたいと思っております。

広聴会については、先ほど説明したとおりでございますが、いずれにいたしましても、広聴会並びにまちづくりフォーラムの方々との意見交換を踏まえまして、9月の25日の協議会において、以降2回ほどをかけて、新市計画の原案についてのご審議をお願いしたいと予定しているところでございます。

奥平幸己調整班長

続きまして、調整班でございます。

事務事業一元化関係につきまして、本日、S群ということで、条例、規則等の取扱い、電算システム事業のご承認をいただきまして、A群の提案ということで、先ほど提案申し上げました3つの協定項目についてのご提案申し上げたところでございます。

今後の提案としましては、時期提案項目ということで、8月12日には、B群の地方税の取扱い、補助金、交付金等の取扱い、障害者福祉事業、高齢者福祉事業の提案を申し上げます。

また、今後の作業ということで、川西薩から川薩に変わりをまして、事務事業の再調整作業が出てきておりますが、これを7月末を目途に、各専門部会、分科会での協議を終えた

いというふうに考えております。

それから今後、各合併協定項目ごとに議案の調製を行いまして、随時、提案をしていくこととしております。

また、現在、専門部会、事務局との打合せを行っておりますので、今後、専門部会、分科会協議を経て、各議案調製を行い、提案していくこととなります。

また、その他、下に3項目ほど書いてございますように、例規原案の作成作業、事務処理マニュアルの作成作業、地域情報化計画の策定作業等につきまして、調整班のほうで担当をしながら、進めていくということになります。以上でございます。

森卓朗会長

ただいま事務の進捗状況について、それぞれ各班からの説明を行ったところであります。これからご意見、ご質問をいただきたいと存じますので、どうぞよろしく、ご意見を出していただきたいと存じます。

(「なし」の声)

なしということですが、ただいまご説明申し上げました日程等で作業を進めてまいりますので、よろしくご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、この項を終わりたいと存じます。

18 項目目、一部事務組合についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

資料の 139 ページをお願いいたします。

本日の報告事項の最後、18 番目、一部事務組合についてでございます。

139 ページにつきましては、参考書きにございますように、川西薩地区での一部事務組合に関わります協議経過で、本年、4 月 25 日から、下段の 7 月 4 日までの経過を参考として列記してございます。

140 ページをお願いいたします。

まず川薩地区法定協が整理すべき一部事務組合につきましては、消防、ごみ処理など、生活密着型のものが 9 件、町村会関係、全県的なものが 7 件ございまして、合計 16 件の一部事務組合の調整が必要でございます。

協議経過といたしまして、(川薩地区)ということで、7 月 11 日から、左上に書いてございますが、会議名といたしましては、祁答院地区消防組合の全員協議会が開催されたということで、確認事項、内容でございますけれども、右上のほうでございますが、括弧書きで、「祁答院町は、川薩地区新市施行の前日(平成 16 年 10 月 11 日)に祁答院地区消防組合を脱退し、新市において業務を行う。財産処分、職員の処遇については、今後協議す

る。」という管理者の方針が示されたということ、関係祁答院町分を抜粋して記載しております。

そして中段の7月14日、薩摩東部地区の法定協の事務局との打合せで、和気局長、溝口次長が来庁されまして、こちらのほうも局長以下で対応、協議いたしました。

内容といたしましては、祁答院地区消防組合の調整方針について、今後のスケジュールについて、意見交換、確認を行っております。

内容といたしましては、一番上にございますように、祁答院地区消防組合の調整方針について、川薩地区でも確認、協議していく。他組合、他一部組合の調整についても、9月提案を目途に共通のスケジュールにより作業を進める。財産財産処分や職員の処遇については、複数案を提示して協議していくということで、資料調整につきましては、薩摩東部地区にお願いしたところでございます。

それから7月16日、薩摩東部衛生処理組合関係の5町の助役さん方の会議、助役会議が開催されまして、協議事項といたしましては、これまでの協議経過、組合の基本方針について、協議スケジュール等についての協議がなされております。

内容的には、中段にございますように、一部事務組合の調整については、各町とも住民、議会の説明が必要であり、その判断材料となる資料調整が必要であるということの意思確認、意見交換がされております。

それから経過として、記載はございませんけど、昨日、7月23日に川薩地区の一部事務組合など、7団体の局長、担当者会議を開催いたしました。これにつきましては、今後、同じ業務ごとの課長会議等を開催することで、申し合わせをしております。

それからこれも口頭の報告になりますけれども、今後とも関係の助役会議、法定協幹事長会議、一部事務組合の管理者会議、法定協の会長会議などを行いまして、8月末までには一部事務組合に関わります議案の取りまとめを行っていきたいと考えております。

それから現時点でのスケジュールは、薩摩東部地区のほうにも相談いたしまして、川薩地区にほぼ同じになるように調整を進めておりまして、共に両地区とも本年9月はじめに幹事会へ提案し、そして9月中旬に法定協に提案できるように協議を進めているところでございます。

一部事務組合についての協議経過の報告といたします。以上でございます。

森卓朗会長

ただいま18項目目、一部事務組合についての説明をいたしました。何かこの項でご意見ございませんか。

今村松男委員

祁答院の今村です。ただいま事務局のほうから説明がございましたが、去る7月11日

に祁答院地区消防組合議会が開催をされまして、急きょ次のような提案がなされました。

読み上げてみますが、祁答院地区消防組合については解散し、薩摩東部地区の消防については、宮之城町、鶴田町、薩摩町で作ります新町に引き継ぐものとする。祁答院町の消防については新市に引き継ぐ。川薩法定合併協議会の1市4町4村のほうに引き継ぐものとする。財産処分、職員の処遇については今後協議する。

こういう実は提案がなされましたので、私のほうからは確認の意味で、一言確認をさせていただきます。

それは、今、消防庁が人口10万人規模で消防組合等は、今後、整理統合していくんだということを理解されておりますかということを質問しましたが、そういう通達が来ておりますと。ただ、今のところ、鹿児島県のほうでは枠組み等が示されていないということを理解をされておりましたので、この提案について、私としては受け入れを了承をしたところでございます。

そこで、本日の委員の皆様方をお願いでございますが、本町としては、このことを抱えまして、どうしても平成16年10月の新市誕生までに、消防分遣隊を設置してもらえものと住民は大変期待をしているところでございまして、そのことにつきまして、これからの新市まちづくり計画の中で、この問題を取り上げて、分遣所の開設について、絶大なるご協力を賜りますようお願いをいたします。

森卓朗会長

ただいま祁答院の今村町長さんのほうから、一部事務組合の問題で、特に消防行政について、ご意見、ご希望が出されたところでありますが、この件につきましては、去る7月14日に開かれました川内地区消防組合の臨時議会におきましても、近隣の構成団体の町長さんのほうからもご質問が生まれて、どういう考え方で一部事務組合の管理者はいるのかという質問が生まれました。

そこで私も川内地区消防組合につきましては、管理者でございますので、祁答院町の町長さんのただいま申されましたことにつきましては、新市が誕生いたします時には、これは住民の生命財産を守っていかねばならない消防でございますので、住民の皆さん方が安心して安全に暮らせるような体制は取っていかねばいけないと。

したがって、分遣隊等を含めまして、施設及び組織の問題等については、早い時期に川内地区消防組合としても考えてまいりたいという答弁をいたしたところでございますが、いずれにいたしましても、この川薩地区法定合併協議会の中で、新市まちづくり計画の中にも早急にこの関係もまとめ上げまして、町長さんが一番心配しておられます東部の消防組合からの離脱につきまして、心配のないようにこれは体制を整えていかねばならないと考えておりますので、今日、ご出席の委員の皆様方におかれましても、ご理解をいただきまして、それぞれ具体的には幹事会の中で、そしてまた一部事務組合の消防の担

当の幹部の方々との協議、そして管理者等の協議を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、祁答院地区の住民の皆さん方、祁答院町の住民の皆さん方が、消防の関係につきまして、安心してお暮らしになられるように、前向きに積極的に早い機会に具体的な案をお示ししてまいりたいと思いますので、ご安心いただきたいと、このように思う次第であります。

田中良二事務局長

ただいまの会長、あるいは管理者の意見と重複ですが、事務局としての整理といたしましては、今、会長からございましたように、7月14日の川内地区消防組合の議会におきまして、管理者でございます川内市の森市長から、祁答院町の消防分遣所については、前向きに検討させたいという発言があったということと、ただいまのお聞きの答弁でございますので、事務レベルの事務局といたしましても、所管の総務専門部会、川内地区消防組合との協議の中で、新市まちづくり計画への登載のあり方、あるいは新市の組織、機構への位置づけなどにつきまして、検討を所管の部会、川内地区消防組合と前向きに進めていきたいと考えております。

なお、事務経過でもございましたように、新市まちづくり計画の原案の提案は、8月12日、次回第3回法定協になっております。以上でございます。

森卓朗会長

ただいま事務局のほうから補足説明があったとおりでございます。祁答院町長さん、何かまた今日ご出席の委員の皆様方から、ご質問、ご意見はございませんか。

よろしゅうございますか。ではそのように、ただいまの町長さんのご意見、ご要望は取扱いさせていただきたいと存じます。ありがとうございました。

これで一部事務組合についての協議事項は終わりました。

次はその他となりますが、何か委員の皆様方から、この際ということでご意見ございませんでしょうか。

事務局のほうから何かございませんか。

では次回の協議会開催について等について、事務局のほうから説明をお願いします。

司会者（川野眞司事務局次長）

事務局でございます。

次回の協議日程でございます。141ページをお開き下さい。

次回、第3回協議会は、8月12日、樋脇町のホテルグリーンヒルで行う予定でございます。新市まちづくり計画の原案の提案、それから合併協定項目B群、地方税等の提案が予定されております。

また、先ほど継続審議案件になりました新市名称に係る案件につきましては、第2回の幹事会、8月7日での協議、それから第3回協議会での審議承認ということで予定しております。

それから142ページにつきましては、合併協定項目ごとの幹事会、協議会の審議スケジュールでございます。後ほどお目通しをお願いしたいと思います。以上でございます。

森卓朗会長

今回の協議会開催日程等につきまして、ご説明いたしました。何かございませんか。

(「なし」の声)

ないということでございます。

長時間に渡りまして、真剣にご審議をいただきまして、すべての協議事項等につきましては議了いたしましたところでございます。

会議の冒頭、申し上げましたとおり、川薩地区法定合併協議会がスタートいたしまして、川西薩の時の協議決定事項等を原則踏襲としながら、会議を進めてまいってきているところでございます。

いろいろと下甑の加入の関係からの挿入、そして串木野市の離脱に関わる串木野市の関係の項目を全部削除して、事務局で深夜まで全力を挙げて調整をしてきておりまして、その作業についても、全部終わったところでございます。

今後、まちづくり計画等につきましてのご説明等もこれから予定されておりますので、どうかひとつこれからも委員の皆様方、大変お忙しゅうございますでしょうけれども、積極的にこの会議に参加をしていただきまして、新しい新市の誕生に向かって、いろいろ難しい難題もありますでしょうけれども、海あり、川あり、山あり、谷ありで大変だとは思いますが、順風満帆とまではいかななくても、帆掛け舟が前に進むようにひとつご協力方をお願い申し上げる次第でございます。

本日は長時間に渡りまして、本当にご審議をいただき、ありがとうございました。これで座長の役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会者(川野眞司事務局次長)

以上をもちまして、第2回川薩地区法定合併協議会を終了いたします。ありがとうございました。